

事業計画書

施設名	新潟市花とみどりのシンボルゾーン		
団体名	花とみどりのシンボルゾーン管理組合		
団体所在地	新潟市秋葉区小須戸 8 9 3 番地 1		
代表者名	近藤 陽一	設立年月日	平成 5 年 4 月 1 日
電話番号	0 2 5 0 - 3 8 - 5 4 3 0		
F A X 番号	0 2 5 0 - 3 8 - 5 8 0 1		
E メール	urara@urarakosudo.jp		

新潟市花とみどりのシンボルゾーン管理運営方法

1. 施設の維持管理について

- ①別添、花とみどりのシンボルゾーン管理業務基準仕様書に記載された事項について遵守いたします。
- ②施設を維持管理するための以下の点を特に留意いたします。
 - ・新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例に定めた主旨にのっとり当該施設の業務をより効率的に遂行するよう努めていきます。
 - ・特に地域の農業・園芸業・産業がこの施設を有効活用できるよう地域の関係機関及び関係団体と緊密に連携をとりながら各種事業に取り組み、運営していきます。
 - ・そのためにも、地域の生産者と有識者や関係団体と協議できる場を積極的に設けていきます。

2. 施設でのイベント（抜粋）

花とみどりのシンボルゾーン管理組合では地元の農業・園芸業・商工・関係組織と連携をとり、次の事業に取り組んでいきます。

ア) 農産物の直売所の開設

イ) 農産物を利用した新しい特産加工品の開発と販売

ウ) 市民・体験農園での消費者と生産者との交流事業

エ) 施設を利用した各種教室の開催

- ・体験加工教室・お菓子作り教室・農産物加工教室・各種園芸教室

オ) 体験農園での農産物体験（生産・管理・収穫）事業

- ・体験農園での収穫祭

カ) 管理組合主催のイベント事業

- ・ 4 月 日本ボケ公園まつり
- ・ 5 月 園芸まつり、周年祭
- ・ 6 月 新ジャガまつり
- ・ 7 月 枝豆まつり

- ・ 8 月 盆花市
- ・ 9 月 新米まつり
- ・ 10 月 産地大感謝祭
- ・ 12 月 年末セール
- ・ 1 月 新春初売りセール
- ・ 2 月 雪割草展（管理組合共催）
- ・ 3 月 日本ボケ展（管理組合共催）

職員の配置（職種、人数、雇用形態、資格、技能、経験など）

1. 管理員配置体制

時間給職員 7 名 8：30～17：30

- 内訳
- 農産物直売・加工・市民農園・体験農園の指導員
施設・設備管理運営責任者 職員の福利厚生・監督責任者 1 名
 - 同上職員の補佐 1 名
 - 会計事務員 1 名 会計及び一般事務
 - 販売員・事業補助員 4 名 花き・農産物販売
施設設備維持・運営事務

2. 施設の維持管理

- ・ 病虫害の防除・駆除
- ・ 外構植栽の剪定・冬囲い作業
- ・ 園芸公園・農村公園施設の維持管理事業
- ・ 市民・体験農園の良好な維持管理と運営
- ・ 日本ボケ公園の管理

研修計画

研修計画

- 4 月 職員に対する接客対応研修
- 4 月・7 月・2 月 火災等緊急時の対応、消防訓練
- 11 月 職員に対する接客対応研修、類似施設への視察研修

シンボルゾーン施設利用推進概要

花とみどりのシンボルゾーン管理組合では秋葉区の各種農業団体・園芸団体・商工団体、関係機関と緊密に連携を図り、相互の協力関係を築いてきました。

今後は、範囲を新潟市全域にひろげ、これら地域の農業関係団体等と良好な関係を維持することで各種事業を行っていきます。

特に、管理組合の組織体制の中にも生産者で作る「直売」「加工」「花木」「体験農園」「ボケ公園整備」部会を設けていますので、より安定した事業推進を行っていきます。

さらに、施設の維持管理も今までの経験も豊富にあり、確実に安定した施設管理を行っていきます。

事業実施については、次のことを運営方針の基本として行っています。

ア) 管理組合として花き・花木や野菜、加工品など農産業に関わる農産物を新鮮且つ、適正な価格で市民に提供していきます。

イ) 管理組合として地域農業の振興と生産者・消費者との交流の場作りを地域の生産者と共に積極的に進めていきます。

ウ) 管理組合が先頭に立ち、地元の農業・園芸業の更なる発展のための事業に取り組んでいきます。

エ) 市民農園を開設し、市民の憩いの場作りに努めていきます。

オ) 体験農園を開設し、市民から直に農業を体験していただき、体験を通し、農業に対する理解と食への関心を導き出せる事業を実施していきます。

カ) 管理組合が中心となり、地元生産者及び関係諸団体と協力し、以下の事業に取り組んでいきます。

- ・農産物の直売所を開設していきます。(地元秋葉区の採れたて農産物を、適正価格で販売していきます。)
- ・県下最大級の園芸産地である秋葉区の花き・花木を適正価格で販売していきます。
- ・新潟市の農産物を利用した特産加工品の開発と販売を行っていきます。
- ・以下の農産・園芸事業を積極的に取り組んでいきます。
- ・新潟市 IPC 財団からの紹介により、国内外への外商取引を積極的に受け入れ、販路拡大を目指します。

4 月 日本ボケ公園まつり (日本一のボケ公園でボケの花を観賞)

5 月 園芸まつり・周年祭

6 月～7 月 新ジャガまつり・枝豆まつり (サービス販売)

東京 (上野)「スーパー吉池」での新潟市生産物の販売

8 月 盆花市 (お盆期間限定の特別セール)

9 月 新米まつり (期間特別価格販売。プレゼント)

台湾「スーパー裕毛屋」での「新潟市物産展」開催に参入する。

10 月 産地大感謝祭 (年に一度の農産商工合同祭)

12 月 年末セール (売上げアップ大作戦: 状況により内容を決める)

1 月 新春初売りセール (ポイント倍増デー)

2 月 雪割草展 (毎週土・日に開催する展示即売会: 各種団体と管理組合との共催)

3 月 日本ボケ展 (日本一の規模を誇る展示即売会)

- ・ボケ公園の適切な管理を行い、市民に憩いの場を提供しながらボケの魅力を全国に発信していきます。

サービス内容（開館時間、休館日設定）

開館時間
・ 午前９時～午後５時３０分 （花ステーション除く）
・ 午前９時～午後４時３０分 （花ステーションのみ）

休館日の設定
・ １月１日
・ ７月１５日～９月１５日（花ステーションのみ）
・ 臨時休館日については協議する。

料金（利用料金制、料金設定の方針）

区 分		使用料の額（円）		
花とみどり館	多目的ホール	午前		1,300
		午後		1,950
		全日		3,250
常設展示場	屋内	1区画（3.33平方メートル）		6,500
	下屋	につき年額		4,550
	屋外	1区画（12.7平方メートル）		6,500
総合交流拠点 施設	農産物等加工室	午前		3,900
		午後		6,500
		全日		10,400
	花き・花木展示直 売室	全面利用する場合	全 日	39,000
		半面利用する場合		19,500
	研修室	午前		1,300
		午後		1,950
		全日		3,250
	体験加工室	午前		2,600
		午後		3,900
		全日		6,500
市民農園		1平方メートルにつき年額		150
体験農園		1人又は1家族につき年額		1,200
備考				
1 上表中「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。				
2 午前及び午後の利用時間区分を継続して利用する場合（午後及び翌日午前の利				

用時間区分を継続して利用する場合を除く。)は、全日の利用時間区分とする。

- 3 利用時間が備考 1 に規定する時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 4 備考 1 に規定する利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1 時間につき、午後の使用料の額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に 1 時間未満の端数の時間があるときはこれを 1 時間とし、算出された使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数が 5 円未満であるときはこれを切り捨て、5 円以上であるときはこれを 10 円に切り上げて計算する。
- 5 備考 4 に規定する利用時間以外の時間は、次のとおりとする。
 - (1) 午前の利用時間区分から継続して利用する正午から午後 1 時までの時間
 - (2) 午後の利用時間区分に継続して利用する正午から午後 1 時までの時間
 - (3) 午前の利用時間に継続して利用する前日午後 5 時から午前 9 時までの時間
 - (4) 午後又は全日の利用時間区分から継続して利用する午後 5 時から翌日午前 9 時までの時間
- 6 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表及び備考 4 に規定する使用料の額の 2 倍（入場料、会費又はこれに類する料金を徴収し、かつ市外に住所を有するものが利用する場合は 3 倍）に相当する額とする。
- 7 営利、宣伝又は営業上の目的としないで入場料、会費又はこれに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、上表及び備考 4 に規定する使用料の額の 2 倍に相当する額とする。
- 8 市民農園の使用料の額に 5 円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

個人情報の保護・コンプライアンス

各種法令を遵守し、個人情報については新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例及び新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例第 20 条に基づき管理組合において、別添「花とみどりのシンボルゾーン管理組合個人情報保護規定」を作成し、これに基づき適正な管理を行います。

緊急時対策

施設管理における緊急時については別紙「シンボルゾーン危機管理マニュアル」を作成しておりますので、これに基づいた対応を行うこととしています。

要望・苦情対応

メール、電話、来店における要望・苦情について、支配人を中心に職員全体で対応する。職員全体で情報を共有し、改善策を検討するとともに、生産者等に善処する旨通知する。同時に、市へ連絡をし、情報共有を図ります。
「苦情簿」を作製し、苦情の蓄積・処理に努めます。

